

京もの食品販路開拓支援事業のご案内

京都府内の食品事業者が物価高騰の影響を受けながらも安定した経営を継続できるよう、京都府内産農産物を主原料として使用した加工食品を府内の旅館・ホテル等に提供し、試食の機会を設けることで、新たな販路の開拓を支援します。

※公募内容及び申請方法等は京都府食品産業協会ホームページに記載。

区分	内容
補助事業 対象者	食産協に加盟する所属団体の会員事業者のうち、以下のいずれにも該当する事業者 ① 京都府内で生産された以下、対象農産物を主原料として使用した加工食品を製造・販売している者（対象期間内に限る） ② 京都府内に事業拠点がある者 ※前2号に掲げる者のほか、食産協会長が適当と認めるもの
対象経費	・京都府内で生産された対象農産物を主原料として使用した加工食品の旅館・ホテル等への試供品提供にかかる経費（商品代金に限る） ・その他食産協が補助対象経費と認める経費
対象外経費	・輸送費など食品加工に要しない経費 ・消費税 ・その他食産協が定めるもの
対象農産物	酒米（京の輝き、祝）、米（酒米を除く）、青ねぎ、きゅうり、たけのこ、大かぶ、菜の花、小松菜、小かぶ、丸だいこん、ブロッコリー、長だいこん ※京都府内で生産されたものに限る。
対象期間	交付決定日～令和8年1月30日までに販売した加工食品
補助上限額	酒米（京の輝き、祝）：1事業者100万円 米（酒米を除く）、青ねぎ、きゅうり、たけのこ、大かぶ、菜の花、小松菜、小かぶ、丸だいこん、ブロッコリー、長だいこん：1事業者50万円 ※補助金額は千円未満切り捨て ※100万円補助と50万円補助の併用は不可 ※他の事業との併用は不可 ※消費税は補助対象外 ※予算を上回る申請があった場合、算出した交付申請額から減額または対象外となる場合があります。
交付期間	事業完了後交付（精算払）
募集期間	令和7年10月27日（月）～令和7年11月13日（木）
商談会	令和8年2月頃に補助事業者を対象に、旅館・ホテル等を招いた商談会を開催する予定ですので、ご参加ください（詳細別途）。

（お問い合わせ先）（一社）京都府食品産業協会

〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地

京都経済センター3階 京都府中小企業団体中央会内

電話：075-708-3704 E-mail：syokusankyoku@chuokai-kyoto.or.jp